

**2025年度  
第69期**

**事業計画書**

**自 2025年4月 1日  
至 2026年3月31日**

**公益財団法人松尾育英会  
東京都港区南青山6丁目1番3号**

## 2025年度事業計画書

### I. 育英生に対する給付

本財団において、本年度育英給付を行う育英生は、東京近郊所在の大学等に在学する16名（第66期生5名、第67期生5名、第68期3名、第69期3名）を予定している。この16名を本財団所有の学生寮に無料入居させ、寮監による生活指導の他、3食の食事を給付し、学校へ納付する入学金・授業料、通学費、保健医療費、教養娯楽費等の無償給付を行う。

以上、育英生16名の育英に要する事業費の本年度の予算は次の通りである。

1. 学資金	18,031,710円	学校へ納付する入学金・授業料
2. 通学費	1,500,000円	学生寮から学校までの通学定期券代
3. 賄費	11,868,300円	1日2食分の原材料費、厨房業務委託料及び手渡し昼食費
4. 学生研修費	1,200,000円	育英生の研修費用
5. 学生寮の運営管理費…上述の賄費、生活費の他、次の通りである。		
イ. 人件費	12,345,000円	職員の給料・手当等
ロ. 消耗品費	700,000円	コピー用紙、電球、机・椅子、厨房用品等
ハ. 修繕費	8,000,000円	エアコンやLEDの交換、排水設備清掃・修繕等
ニ. 光熱水道費	3,700,000円	

### II. 第70期育英生の募集及び採用

2026年度採用予定の第70期育英生の募集業務は、次の通りである。

1. 採用人員……原則8名以内とする。（国内のみ）

2. 募集方法

5月中旬43道府県の約177校の高等学校長・中等教育学校長に募集要項を送付し適格者の推薦を依頼する。

さらに、主要な奨学金情報インターネットホームページに当財団育英生募集案内を掲載依頼すると共に、当財団インターネットホームページに募集要項を掲載し、直接適格者に応募を働きかける。

3. 適格者…次の要件を満たす者

イ. 2026年3月高等学校卒業見込みの者、2025年3月高等学校を卒業した者及び大学入学資格検定合格後2年以内の者

ロ. 2026年4月から当財団板橋学生寮から通学可能な大学に入学を志望する者

ハ. 寮生活を人格形成の場とすることに強い希望をもつ者で、学業成績優秀、品行方正、身体健康である者

ニ. 在籍又は在籍した高校の校長からの推薦があること（但し、大学入学資格検定合格を除く）

ホ. 学資の支弁について他からの経済的援助が必要と認められる事情にある者

#### 4. 選考と採用

イ. 候補者の決定… 12月上旬、給費学生選考委員会において、現地訪問・面談結果と書面審査により育英生候補者を選考し、これを決定する。

ロ. 募集要件充足の確認

①現地訪問…………… 10月～11月に選考委員による訪問及びリモートにて第一次候補者、保護者等との面接と担任教諭からの聞き取りを実施

②候補者面接…………… 候補者が入試のため上京した際に選考委員が面接を実施

ハ. 採用決定…………… 候補者の入学試験合格を確認後3月に理事会を開催し、採用する育英生を決定する。

### III. 大学院育英生の募集及び採用

2026年度採用予定大学院育英生の募集業務は、次の通りである。

1. 採用人員…………… 当該年度の本財団育英生から募集し、適格者を採用する。

2. 募集方法

志願者は、所定の育英生願書を、10月下旬に提出する。

3. 適格者…次の要件を満たす者

イ. 現在本財団育英生であり、かつ2026年4月から大学院修士課程に進学が決定していて学業成績が優秀な者

ロ. 品行方正、身体健康である者

ハ. 学資の支弁について他からの経済的援助が必要と認められる事情にある者

4. 選考と採用

候補者の決定は、12月上旬給費学生選考委員会において、志願者の書面審査及び面接選考を実施し、理事会がこれを決定する。

5. 貸与

学校納付金（入学料・授業料）等の学資金を、原則1年間を単位として、正規の課程2年間にわたり無利息で貸与する。

### IV. 海外研修育英生の採択

2025年度採択予定海外研修育英生の募集業務は、次の通りである。

1. 採用人員…………… 2名とする。

2. 募集方法

志願者は、所定の申請書類を前期は5月末、後期は10月末までに提出する。

3. 支援対象者…松尾育英会学生寮に在籍する学部学生であること。

4. 選考と採用

寮長（選考委員長）、常務理事、理事（若干名）、その他必要な卒業生から成る選考委員会において書類選考を行い、前期は6月中、後期は11月中に決定する。

5. 給付

研修費用及び渡航費と宿泊費の一部又は全部を無償で給付する。